

老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第18号

老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則（平成17年総社市規則第73号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第2号（第6条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第6条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書

第 号  
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長

下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用について、同法第28条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定・変更したので通知します。

記

入所者氏名	
施設名	
費用徴収額	年 月分から 月額 円
理由	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。